

令和7年度 長野県地域年金事業運営調整会議 議事録

開催日時 令和7年8月8日(金) 14:00~16:00

開催場所 ホテルメトロポリタン長野

出席者 委員 10名

田村 亮子 清泉女学院大学人間学部文化学科教授

小林 栄一 長野市保健福祉部国保・高齢者医療課国民年金室長

高野 善生 長野商工会議所中小企業政策委員会委員長

侍井 政志 長野県商工会連合会事務局長

春日 雅彦 長野県社会保険労務士会

清水 昭 全国健康保険協会長野支部支部長

大池 太士 一般財団法人長野県社会保険協会会长

臼井 孝信 全国国民年金基金長野支部支部長

馬場 広登 厚生労働省関東信越厚生局年金調整課長

山上 哲生 長野県社会保険委員会連合会会长

(敬称略・順不同)

日本年金機構 8名

1 開会

●日本年金機構(北関東・信越地域部長)からの開会挨拶

本日は大変お忙しなか、また、暑さ厳しいところ長野県地域年金事業運営調整会議にご出席を承りまして、誠にありがとうございます。委員の皆さんには、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの円滑な事業運営にお力添えを賜り、この場をお借りして、熱く御礼申し上げます。本日の会議開催にあたり、県内年金事務所を代表しましてご挨拶申し上げたいと思います。当日本年金機構の役割は、複雑化した年金制度を実務とし正確かつ公正に運営し、年金受給者に正しく確実に年金をお支払いすることにより国民生活の安定に寄与するということでございます。当日本年金機構の、令和7年度における主な組織目標としまして、1つ目が国民年金保険料の納付率の14年連続の向上。2つ目がオンラインサービスのさらなる拡充と利用促進。3つ目が、届け書の電子化。ICTの活用等による事務処理の効率化・正確性の確保。最後4つ目が、対面・電話・ネット等いろんなお客様チャネルでございますが、将来あるべき姿に向けた効果的で効率的なお客様サービスの構築。この4つを目標として掲げているところでございます。特に、国民年金保険料の納付率につきましては、年金制度に対する信頼のバロメータと位置付けておりまして、納付率の向上は、最重要課題の一つとして取り組んでいるところでございます。この間、各市町村や年金委員の皆さんのご協力をいただきまして。納付率の引き上げに努力してまいりました結果、令和4年度には日本年金機構発足後は初め

て、納付率が 80%台に到達し、直近の 6 年度も 84.6%と以降も上昇し続けている状況でございますが、コロナ禍を経て外国人の居住者がコロナ禍前以上に増え続けている状況でございます。今後、外国人への制度周知対策が重要な課題となっています。国民年金の納付状況につきましては、長野県内の状況を含め後ほど議事の中で詳細をご説明させていただきたいと存じます。それから、社会全体のデジタル化の対応。お客様の利便性向上目的とした、電子申請対象届所の拡大や各通知機能といったオンラインサービスの拡充と利用促進につきましても、当日本年金機構として未来を見据えた経営課題としての認識でございまして、昨年 6 月から新たに 1 部にはなりますけれど、老齢年金請求書の電子申請がスタートしております。また今年の 1 月からは、年金ネット上でのオンライン文書相談も試行的に実施し、お客様との接点、チャネルですね。こちらの今後のあり方につきましても、これまで主流であった。対面・電話といったやり方からチャットボットやねんきんネットなど、インターネットの選択肢を増やしながら見しながら、10 年後のあるべき姿を見せ、計画的に変えて行くとしているところでございます。さて、地域年金展開事業。そのもの役割としましては、地域や企業の皆さんに正しい知識・情報を適時、的確にお伝えして制度を知らないことによる不利益を生じさせないことだと考えております。このために関係機関の皆さんのご協力のもと、若年者向けの年金セミナーや、企業や地域住民の皆さんを対象とした年金制度説明会による広報・周知活動を積極的に展開しているところでございます。

令和 6 年度におきましては、これまでの対面の開催に加えて、WEB会議サービスを利用したオンライン実施などの方法により全国で約 7200 回の開催実績でございます。参加者も約 315,000 人の皆さんに受講をいただきました。引き続き、より多くの皆さんに参加していただけるよう、さまざまな節目やニーズ応じて内容の充実を図りながら更なる拡大に努める所存でございます。また、今年も「わたしと年金」エッセイの募集を行っております。昨年度より優秀作品をアニメーション化し、セミナー等でご視聴いただいておりますが、多くの方々から大変ご好評をいただいております。日本年金機構のホームページでも動画を掲載しておりますので、この機会にぜひ一度ご視聴いただければと思います。それから 11 月にねんきん月間がございます。今年は、全国の各都道府県において、幼稚園や保育園で、幼稚園、保育園児を対象とした、子供絵画展の開催と保護者の方々を対象とした年金講座の開催を予定しています。世代間の支え合いをテーマに、是非ともご家族で年金について考える機会を持つていただければと考えているところでございます。加えて事業所、地域において、啓発や相談、助言などを行つていただいております、年金委員の活動も重要な周知広報媒体としての認識でございます。昨年度は、前年度より、全国で約 3000 人増加となる。約 142,000 人の皆さんにご力いただきまして、活動基盤の拡大を図ったところでございます。加えて活動の活性化を図るべく定期の連絡会や年金研修、日本年金機構ホームページを活用した情報提供の充実に努めているところでございます。活動に必要な情報や資料を委員の皆さんにより、タイムリーに提供できるよう、現在本部の担当部署で新たに年金委員グループウェアなるものを構築しようと検討しています。この運用が開始されると、メールマガジンや専用サイトを活用して、よりタイムリーな

未来志向の伝達や、活動資料の提供が可能になりますので、委員活動の活性にぜひ繋げていきたいと期待しているところでございます。最後になりますが、複雑な公的年金制度を、国民に正確にご理解いただくことで、無年金・低年金をなくし、国民の安心と社会の安定に貢献するといったことが、日本年金機構の責務であります。これら実施にあたっては、関係機関や年金委員の皆さまのご協力が必要不可欠と考えております。この後議事の方で長野県の取り組み状況の詳細を報告させていただきますので。皆さまのより多角的な立場から何卒忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いします。

(委員長選任)

●司会

会議の委員長につきましては、長野県地域年金事業運営調整会議設置要項第4条において委員長は委員の互選により定めると規定されております。設置要綱に基づき互選により委員長を決定いたしますが、事務局からは大池委員に委員長をお願いしたいと考えております。委員の皆さまのご意見などございますか。よろしければ、拍手をもって委員長を決定したいと思います。(拍手)。ありがとうございます。では、皆さまの選出により委員長は大池委員にお願いすることと致します。議長につきましては、「本会議設置要綱」第5条により、「委員長がその議長となる」と規定されていることから、以降は大池委員長に進行をお願いいたします。

2 議事

○大池委員長

本日の委員長を務めさせていただきます大池と申します。よろしくお願いします。本会議では、長野県内の各年金事務所が取り組む地域年金展開事業につきまして、ご意見を交わす貴重な機会となっております。公的年金制度の周知・普及ためにどのような取り組み、活動が考えられているのか、皆さまの多様な視点や経験から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。それでは、さっそく議事に入りたいと思います。議事につきましては、議事次第のとおり、(1)と(2)をまとめて日本年金機構から説明をしていただき、その後、(3)の意見交換で皆さまからご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(1) 「国民年金の加入・保険料納付の状況等」について

●日本年金機構からの説明

資料1をお手元にご用意をお願いいたします。令和7年6月27日に厚生労働省年金局から発表されました。令和6年度の国民年金の加入、保険料納付状況の内容についてご説明申上げます。1枚お捲りをいただきまして、目次となります。1から5にかけてご説明をさせていただきます。目次をお捲りください。1ページ目となります。令和6年末の公的年金制度全

体の状況となります。国民年金だけではなく、厚生年金保険や共済組合も含めた、公的年金制度全体の状況となっております。厚生年金被保険者ならびに、国民年金第 3 号被保険者等も含めた、公的年金制度加入者全体では、約 99 パーセントの者が保険料の納付を支えています。その一方で図の左下、国民年金の未納者数は、全国で 720,000 人となっております。この数字は、前年度より 70,000 人減少している状況となっております。一枚お捲りをいただきまして、2 ページ目となります。長野県の国民年金第1号被保険者の加入状況です。(1)被保険者数につきましては、第1号被保険者並びに第 3 号被保険者について、年々減少の傾向となっております。これは社会保険の適用拡大により第1号被保険者並びに第 3 号被保険者である短時間労働者が厚生年金への加入となっているためです。この傾向は、今後もしばらく続きます。(2)口座振替対象者につきましては、被保険者数の減少に比例して減少しておりますが、口座振替・クレジット納付の加入率は、ほぼ横ばいとなっており、納付率に直結するため、加入率の向上に努めています。(3)免除者につきましては、お示ししているデータが令和 3 年度以降であるため、全額免除率が低下しているように思われますけれども、令和3年度はコロナの特例免除の申請が非常に多かった時期でございます。令和3年度以降については、その前の年も含めてほぼ横ばいの状況となっております。1 枚お捲りをいただきまして、3 ページ目になります。全国ベースでの国民年金第1号被保険者の保険料納付率の推移です。棒グラフで、納付対象月数と納付月数、折れ線グラフで納付率を表示しております。納付対象月数に対する納付月数の割合が納付率となります。棒グラフ上に、昭和 61 年の基礎年金制度導入以降の制度改革など、大まかな経過を記載しております。納付対象月数や納付率の参考にしてみていただきたいと思います。令和 6 年度、現年度保険料の納付率につきましては、日本年金機構設立の翌年の平成 23 年度を底値に、13 年連続上昇をしております。令和 6 年度は 78.56%、平成 23 年度比率 20 ポイントとなっております。1 枚お捲りをいただきまして、4 ページ目となります。国民年金保険料の納付率について、令和元年度から令和 6 年度分の現年度納付率の最終納付率までの推移となります。国民年金の毎月の保険料は、翌月末が納期とされております。納付すべき月数に対して、当該年度中、翌年度の 4 月の末までとなります。それまでに納付された割合が現年度納付率となります。また、保険料は過去 2 年分の納付が可能となっております。過年度分、前年度分を加えたものが最終納付率となります。表の左側は全国の表の中の一番右側の列の令和6年度をご覧ください。一番下の欄が直近の令和 6 年度分の現年度納付率で 78.56%。その 2 つ上の欄が、直近の令和 4 年度分の最終納付率 84.55%となりました。最終の納付率は、統計を開始した。平成 14 年以降、最高値となっております。表の右側、長野県の表の中の 1 番右側の列、令和 6 年度の列をご覧ください。一番下の欄が、直近の令和 6 年度分の現年度納付率で 84.87% パーセント。その 2 つ上の欄が、直近の令和 4 年度分の最終納付率、89.50%となりました。長野県の全国順位は 11 位となっております。1 ページお捲りください。5 ページ目となります。長野県の年齢別の現年度納付率・納付対象月数・納付月数となります。また 1 ページお捲りください。6 ページ目となります。先程の 5 ページ目の数値をグラフ化したものになります。トピックスといたしますと、令和 6 年度は 21・22 歳

の納付対象月数が非常に多いところ、納付月数も多いため、納付率 90%以上となっております。20 歳から 24 歳までは、学生であろうと、学生納付特例の申請をいただいておりますけれども、納付率が高いというところから、推測を致しますと、親御さんにお負担をいただいているのではないかと思料致します。その一方、25 歳から 34 歳までの納付率は 80%を割り込んでおります。教育課程が終了したであろう年齢層と推測できます。この年齢層に対してどのように取り組んでいくかが、日本年金機構の課題であり、20 歳到達時の制度説明など、若年者への啓発活動が非常に重要であると考えております。以上、国民年金の加入・保険料納付の状況について説明させていただきました。

（2）地域年金展開事業①「令和 6 年度長野県地域年金展開事業の取り組み実績」について

●日本年金機構からの説明

資料2を用いまして、「地域年金展開事業の概要」、それから「令和 6 年度 取り組み実績」につきましてご説明をさせていただきます。まず 1 ページ目をお開きください。目次でございます。1 ページ目をご覧ください。地域年金展開事業の概要となっております。公的年金制度は、「世代と世代の支え合い」と言われますように、広く世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯の下に成立しており、これはいかなる制度設計の下でも普遍的なものとなっております。公的年金制度の運営に当たる日本年金機構にとりまして、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの構築が課題となっております。年金制度に対する理解をより深めていただき、制度加入や保険料納付に結び付けるため、平成 24 年度からそれぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」を地域年金展開事業として実施しているところでございます。こちらは、地域年金展開事業のイメージ図になります。左側赤枠で囲まれております部分は、日本年金機構が、「各基幹業務」や「地域年金展開事業」の策定をするにあたりまして、日本年金機構内部の各部署と連携・共有・報告等を行っている図になります。

赤枠から右側になりますが、日本年金機構における各事業部の取り組みであります、厚生年金への未適用事業所にかかる取り組み、被保険者の適用にかかる調査等が示されております。また、用紙の中央になりますが、地域年金展開事業につきまして、①から⑦の事業がございますが、この中の ⑤が本日開催の「地域年金運営調整会議」となります。この、策定されました取り組みを一番右側の情報の受け手側であります、学生、国民年金の被保険者、厚生年金の被保険者、事業主様、年金受給者様に向か、「各種対策の実施」や「年金制度の周知・啓発活動」を行っております。この事業の策定、実施、制度周知や啓発活動につきまして、地域のネットワーク、各種機関等と連携・協力をお願いしております。次に、2 ページ目をご覧ください。「地域年金展開事業の主な取り組み」につきましては、公的年金制度の啓発や、「日本年金機構に対する信頼のバロメータである」と言われております国民年保険料納付率の向上のため、関係機関との協力連携のもと「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」等を実施しております。

す。また、日本年金機構が取り組んでおり、公的年金制度の普及・啓発活動につきまして、都道府県ごとに関係者や有識者からなります、本日開催の「地域年金事業運営調整会議」において、事業推進に向けたご意見や助言を伺い、今後の事業運営に生かしてまいります。各取り組み内容につきましては、色刷りの部分になりますが、「地域連携事業」、「年金セミナー事業」、「地域相談事業」、「年金委員活動支援事業」、「地域年金事業運営調整会議」となっております。それでは、令和6年度の各取り組みにつきましてご説明させていただきます。3ページをお開きください。まず、「地域連携事業」につきまして、県内各年金事務所おきまして、社会保険労務士会様、社会保険委員会様、社会保険協会様と連携協力し、研修会の開催や年金制度説明会を開催しております。その中で、伊那年金事務所は11月のねんきん月間に「こども絵画展」を、また、4ページになりますが、飯田年金事務所では退職予定者の方等に「年金手続き」や「制度説明」を開催し、年金制度の周知活動を行っております。次に5ページ目をお開きください。「年金セミナー事業」につきましてですが、1.年金セミナーの開催につきまして、「(1)年金セミナー開催のアプローチの実施」につきましては、各年金事務所が管内の教育機関あてに、年金セミナーの開催依頼の文書送付を行っております。その後、電話や訪問により勧奨を行っております。県内の大学は20校、高校30校、短大、各種専門学校等は129校になります。また、県内の高校につきましては、県内統一取り組みといたしまして、毎年4月に開催されます、長野県内高等学校長会に出席し、年金セミナーの開催等について協力依頼を行い、年金セミナー開催希望についてアンケートを配布しております。アプローチを行った結果につきましては、5ページ中段から6ページの「(2)開催状況」の通りです。お読み取りをいただくようよろしくお願ひいたします。次に、7ページをお開きください。2番目といたしまして「わたしと年金エッセイの取り組みについて」になりますが、令和6年度の「ねんきん月間」における取り組みの一環としまして、公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度とのかかわり、公的年金制度についての考え方など、公的年金制度をテーマとしたエッセイの募集を行いました。まだまだ、長野県内の応募者は少ないですが、令和6年度は3名の方の応募をいただきました。8ページをご覧ください。「地域相談事業」についてですが、年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市町村等での、出張年金相談やハローワークでの年金制度説明会を開設しております。取り組み内容につきましては、記載の通りでござります。お読み取りをいただくようお願いいたします。また、出張年金相談や年金事務所の相談窓口における、老齢厚生年金の相談内容につきましては、正確な件数を出すことができませんが、年金の見込み額のご照会が一番多いため、「ねんきんネット」に登録いただければ、年金見込額の試算をスマートフォン等で出来るため、希望されますお客様には「ねんきんネット」のご登録とマイナポータルの連携につきまして、職員がサポートを行っております。9ページをご覧ください。「年金委員活動支援事業」になりますが、1年金委員嘱託数(令和6年度末)の年金委員の委託者数は、県全体で職域型3,983名、地域型109名、合計4,092名です。嘱託数の拡大を目指しましたが、令和5年度末より43名の減となっております。今後も日本年金機構と地域の皆さまとのパイプ役であります年金委員の皆さまの委嘱拡大に取り組んでまいります。

また、9 ページ後半から 11 ページの「2.年金委員への情報提供・活動支援」「3.年金委員への研修会」につきましては、記載のとおりとなっておりますが、年金委員の皆さまの広報報活動に活かしていきただけるよう、日本年金機構が作成しております、パンフレットやリーフレット等をクリアファイル一冊にまとめまして、年金委員の皆さまへ配布を行っております。最後に 12 ページになりますが、「4.功労者表彰式」になります。年金委員の方々の多年にわたる活動について、その功績を称え労苦に報いるとともに、政府管掌年金事業の推進および年金委員会活動の更なる活性化を目的とし、年金委員功労者表彰を執り行っております。令和 6 年度は、令和 6 年 11 月 20 日に松本市のホテルブエナビスタにて、本日ご出席していただいております、全国健康保険協会長野支部様と合同で執り行っております。令和 6 年度は、厚生労働大臣表彰 2 名、日本年金機構理事長表彰 6 名、日本年金機構理事表彰 13 名の方が受賞されておられます。全国健康保険協会長野支部様に置かれましては、本年度も功労者表彰式の合同開催をよろしくお願ひいたします。以上が、「地域年金展開事業の概要」および「令和 6 年度の取り組み実績」でございます。

(2) 地域年金展開事業②「令和 7 年度長野県地域年金展開事業の事業方針」について

●日本年金機構からの説明

お手元の資料 13 ページからの「令和 7 年度の事業方針について」ご説明申し上げます。地域年金展開事業の基本方針としましては、日本年金機構第 4 期中期計画に基づき今年度の方針を定めております。今年度の地域年金展開事業の基本方針に関しまして、従来からの変更点がございますのでご説明申し上げます。これまで、サービスの観点から年金制度の普及啓発活動を行うことを主眼として年金広報および年金教育を中心に取り組みを進めてまいりましたが、今後は、地域年金展開事業を基幹業務と繋げ、事業実績の向上を目指して行くため、日本年金機構では令和 6 年 10 月にその所管部署を事業推進部門に移管いたしました。今後は、①としまして、基幹業務の推進につながる選択。基幹業務推進活動を強化し組織的戦略的な取り組みを推進するとともに、②として従来からの普及啓発活動を含め年金委員や関係機関・団体との連携を強化し効率的かつ効果的な取り組みを推進することを方針としております。その具体的な内容を 14 ページにてご説明いたします。まず、①基幹業務推進活動についてです。当日本年金機構における基幹業務は大きく分けて 3 つございます。年金制度に漏れなくご加入いただく適用。滞ることなく保険料をお支払いいただく徴収。そして、年金をお受け取りいただく方々に正しく・確実に年金をお支払いする給付でございます。これまでも取り組んでまいりました、20 歳到達者への制度説明会や教育機関での年金セミナーなどは、若年層の国民年金保険料の納付率向上や障害年金を受取れない無年金者の防止に直結いたします。これらは、すなわち地域年金展開事業における基幹業務推進活動となります。今年度は、この基幹業務推進活動の重点取り組み方針としまして、そちらの 3 つの柱を中心に取り組んでまいります。1 つ目は、オンラインサービスの推進と外国人への適用収納対策の取り組みです。当日本年金機構では今年の組織目標をお客様サービス向上のためデジタル化の推進を掲げて、デジタル

の力で一層のお客様の利便性向上と業務の効率化を実現していくことを目指しております。オンライン化によるメリットは、郵送コストの削減、処理日数の短縮、書類の削減などの他、入力誤りや書類紛失のリスクの回避、委託コストの圧縮などお客様と日本年金機構双方に効果がございます。事業所向けオンラインサービスにつきましては、社会保険手続きの電子申請割合は令和6年度末で74%になりました。また、個人向けオンラインサービスでは、各種通信の電子送付の他、ねんきんネットとマイナポータルを連携することで、各種お手続きをスマートフォンから行っていただけるようになっており、若者が多い学生納付特例申請においては、全体の2割以上の方が電子申請を利用してあります。当日本年金機構では、10年後にはほとんどの手続きがオンラインで完結できるそんな将来を見据え、その窓口となるねんきんネットユーザーの拡大とオンラインサービスの利用促進に取り組んでおります。そのためには、2つ目の柱である本日お集まりの皆さまをはじめとする関係機関・団体との協力連携が大変重要となってまいります。また3つ目の柱となる各事業所にいらっしゃる約130,000人の職域型年金委員、地域のパイプ役である約8,800人の地域型年金委員の皆さまによる周知活動の活性化も非常に重要となってまいります。次に外国人への適用収納対策についてです。公的年金加入者全体に対する外国人の割合は、約4.2%。国民年金第1号被保険者に関しては5.6%、77万人に上り増加傾向にあります。一方、その納付率は全体の国民年金保険料の最終納付率が84.5%であるのに対し、外国人は49.7%と非常に厳しい状況にあります。外国人対策の大きな壁は、言語や文字だけではなく、年金制度への理解の差が障壁となります。日本年金機構では、ホームページやパンフレット等の充実により、多言語対応の環境整備を行ってまいりますが、これに関しましても外国人が入国、転入した際の窓口となる市町村での制度周知。外国人学生を多く抱える教育機関との協力連携。更には、各種外国人支援団体や監理団体との関係強化が必要となります。同様に、外国人を雇用される企業の年金委員の皆さまとの連携も重要となります。このように重点的に対応することについて、当日本年金機構の取り組み、関係機関・団体との協力連携の促進、年金委員活動の活性化の3つを柱として連携推進を図っていくことを方針としております。次に②番、普及啓発活動についてです。1点目の「年金の日」「ねんきん月間」の取り組みにつきましては、後程ご説明いたします。2点目のその他普及啓発活動につきましては、年金制度の理解普及を図るため。昨年度までの関係機関・団体との協力連携をもとに引き続き取り組みを行って参ります。続きまして15ページをご覧ください。各事業の令和7年度における重点取り組み事項についてご説明いたします。まず、地域連携事業についてです。正しい年金制度の知識や手続き制度改正等の最新情報を周知することは、地域年金展開事業の重要な取り組みであります。市町村、自治会、企業および関係機関・団体等に対し、あるいはこれらの機関と連携し年金制度説明会等、地域に根付いた情報提供活動等を推進してまいります。具体的な活動は、そちらに記した5点になります。特に④の制度説明会につきましては外国人、外国人を雇用する企業および支援団体を対象としたものを今年度新たに追加し実施してまいります。次に年金セミナー事業です。今年度は日本年金機構職員の母校を訪問することで、年金セミナーの実施に繋げるなど対象校の拡大に取り組んではあります。

また、学生納付特例制度を説明する際には、追納制度の重要性についても、必ず周知を行うこととしております。なお「私と年金エッセイ」につきましては、これまで県内の学生からの応募がないことから、高校校長会において募集依頼を行っております。続いて地域相談事業です。自治体との連携による住人向け出張相談に加え、大学構内における年金相談を依頼して参ります。また国民年金の入口対策として、20歳到達者やそのご家族を対象とした説明を実施して参ります。最後に年金委員活動支援事業です。年金委員の皆さまは、地域や事業所において働く皆さまとのパイプ役です。周知・啓発活動行つていただきたい内容について活動に必要な資料の提供と具体的な活動要請を行うため、年2回の研修により依頼したいテーマを周知します。特に今年度は、基幹業務推進活動の重点取り組み方針になります。オンラインサービスと外国人対策を中心に活動要請を行つてまいります。並行して年金制度のサポーターを増やすべく、年金委員の委嘱拡大にも取り組んでまいります。以上が地域年金展開事業の令和7年年度事業方針でございます。

(2) 地域年金展開事業③「令和7年度ねんきん月間および年金の日の取り組み」について

●日本年金機構からの説明

令和7年度の「ねんきん月間」および「年金の日」の取り組みについてご説明いたします。お手元の資料16ページをご覧ください。記載にございますように日本年金機構では、厚生労働省と協力いたしまして、国民の皆さまが公的年金を身近に感じていただけるように、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ公的年金制度の普及・啓発活動を実施しております。そして、平成26年度から、11月30日を語呂合わせで「いいみらい」として、年金の日としており、令和7年度の11月30日は、日曜日ではございますが、年金事務所を開所いたしまして、納付相談会等の相談会を実施予定でございます。それでは、日本年金機構本部の取り組みをご説明いたします。16ページ中段をご覧ください。まず1といたしまして、日本年金機構では、公式SNSを活用して公的年金に関する情報をわかりやすく発信してまいります。当日本年金機構では、インターネットによる制度周知を非常に重要なツールととらえております。今後ともお客様と日本年金機構との重要な接点の一つとして、さらに充実をさせてまいりたいと思います。2つ目、各メディアにねんきん月間や年金の日の記事を掲載していただき、積極的な広報を展開してまいります。3番といたしまして、日本年金機構のHPでは「ねんきん月間」のページを充実させてまいります。若年世代は、情報の多くをインターネットから取得するといわれております。時代にあわせたPR方法を積極的に活用していきます。4番といたしまして、「わたしと年金」エッセイ受賞者へ、厚生労働省において、表彰式を開催予定でございます。また、冒頭の挨拶にもございましたが5番の記載にございますように、「わたしと年金」のエッセイの過去受賞作品をアニメーション化いたしまして幅広い世代への関心をもってもらう工夫も行ってまいりたいと考えております。最後に、6番といたしまして、事業所や地域での公的年金制度への普及・啓蒙・相談・助言などさまざまにご活躍されている年金委員の皆さんの一層の

スキルアップをはかるために研修を実施する予定でございます。ページをお捲りいただきまして、17 ページでございます。続いて、長野県の事務所での取り組みをご紹介させていただきます。1 番といたしまして、年金セミナーや制度説明会の開催でございます。特に若年者への年金の周知活動は非常に重要であると考えております。年金は老後だけの制度ではなく、病気やケガの備えになること、また、保険料の支払いが困難な場合には、学生納付特例や免除制度があることを直接わかりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。2 番といたしまして、出張による年金相談会や説明会の実施でございます。市町村との年金相談や説明会を実施することによって、公的年金制度を地域の皆さんに身近に感じていただけるよう努力してまいります。3 番といたしまして、こども絵画展、ねんきん教室の実施でございます。「ねんきん月間」にあわせまして、「家族で年金を考えてみる」をテーマにこども絵画展を実施し、保護者様を対象に年金制度説明会等の実施も予定しております。4、5、6 そして 8 につきましては、ポスターの設置、チラシの配布、モニター等を利用いたしまして、視覚的にも年金を身近に感じていただく取り組みも進めていく予定でございます。文字情報だけではなく、このように視覚に訴える取り組みについては、非常に有効な手段と考えておりますので、今後もこのような取り組みを進めてまいります。7 番飛ばしましたが、ねんきんネットの操作説明会です。ねんきんネットはスマートフォンなどの端末とマイナンバーカードがあればいつでも、どこでも、ご自身の年金記録が確認できる大変便利なツールとなっております。利用者も令和 6 年度末で 1,355 万人をこえており、今後さらに多くの方にご利用いただけるよう努力してまいります。9 番、ラジオや、そこには記載がございませんが地域紙などをを利用して制度周知や広報をすすめてまいります。地元メディアと連携をいたしまして、さまざまな情報を発信してまいります。10 番、本部の取り組みにもありました、長野県の各年金事務所においても記載のように年金委員様向けに、さまざまな研修を実施予定でございます。最後に、その他といたしまして、昨年度も実施いたしました、年金委員様の功労者表彰式を今年も 11 月に開催を予定しております。以上簡単ではございますが、令和 7 年度「ねんきん月間」および「年金の日」の取り組みのご説明をさせていただきました。ありがとうございます。

3 意見交換

○委員長

ただいま、各事業の実施内容の説明がありましたので、これより議事(3)の意見交換に入りたいと思います。意見交換の方法ですが、委員の皆さんから、順番に、ご意見・ご質問等のご発言をいただきまして、日本年金機構はそれに対して回答してする方法で進めていきたいと思います。

○田村委員からのご意見

半年前には、気づいていなかったですけれども、今回改めていろいろな資料を事前に拝見し

て長野県のことだけではなく、日本年金機構全体の広報の進み具合のすごさに改めて驚いております。10 年以上前は、WEB サイトがあつても恐らく単純に黒文字だけで解説があつたのが、カラーになりパワーポイントがあり、動画があり充実の度合いというのがもの凄いなと思いました。本当に時代をキャッチアップして、必要な努力をされていることを改めて、利用させていただいている者として御礼申し上げたいのですが、その努力の傍ら、世の中はもの凄く動いていて、私、質問のところに書きましたが、年金のことだけでは無く、社会保障等を YouTube での動画の掲載の量は半年前とは比較ができないくらいすごい量になっていて、その内容の玉石混交の度合いが、すごく酷い感じが致します。ですから、非常に詳しく解説をしてくださる、非常に良心的なものもあれば、本当にここまで学生ネタを煽つていいのかというものもあって、特に、わたくしどもは若者と接しておりますので、非常に混乱をきたしているというのが実際です。日本年金機構の方でも、特にパワーポイントでやってくださっています動画があつてその中に色々と混乱が生じないように正確な情報を発信してくださっています。玉石の石のほうで煽られる。そして YouTube っていうのは、煽られるものに乗つかつてしまふと間違った情報だけが拡散されてしまうという現象が起こりますので、それに対する対策が今後必要であると思います。本当に YouTube で、特に若者が実際に素晴らしいものとよくわかるものと、またとんでもないものを比較できるようにご検討いただけるとよいと思います。その 1 つとして、「こんな工夫ができないか」思うのが、納付率という概念についての問題です。これも昔々から、納付率というのは一体何だということで、特に、例えばテレビ局等で、今年度の納付率が 8 割である。それだけを見ますと、学生たちは、「そうか 5 人に 1 人は払っていないのか」と理解してしまいます。わかっている方々は、納付率は第 1 号被保険者の問題であるとわかっていますが、そういうことを全然知らない人間が YouTube を見て 5 人に 1 人が払っていないこの年金のシステムが成立つかと誘導されてしまいます。納付率にしても、例えば「知っておきたい年金の話」やその動画も拝見しましたけれども公的年金に加入している 99% の人が年金を支払っていますという記載が昔は無かったですね。つまり、納付率という概念 1 つとっても凄く誤解を招く、誤解を招かないようにこれが出てきていると思いますけれども、納付率ということについて、例えば納付率、括弧、第 1 号被保険者と書いてあるだけでも、ずいぶん誤解が防げるのではないかと思いますので是非ご検討をいただきたいと思います。今の学生はこれまで、YouTube をまず見ていたが、ChatGPT がどんどん利用されるようになってきました。ChatGpt の精度もどんどん上がってきているのでうまく質問を行えば ChatGPT が答えてくれますが、「納付率って何ですか」という質問を行うと、納付率とは「これこれです」って出て来ます。それに対して、もう 1 個「納付率って第 1 号被保険者の事ですか」とそこまで質問すると、その後に「その通りです」と書いてあって、詳しく第 1 号被保険者の説明が出てきますが、納付率というのは「こういうものなんだ」その所だけでも、明解な納付率という概念は、1 号被保険者の問題であつて 2 号被保険者や 3 号被保険者との関係が解るように一言、括弧して第 1 号被保険者と書いてあれば、繰り返しになつてしまいますがニュース番組で 8 割「5 人に 1 人が払っていない」というような非常に不正確な知識等が防げるのでは

ないか。最後に出来るならば Q&A の中でご説明いただく際に、本当に初心者が向けて「本当にここがわからない」という所について、動画をどんどんどんどん増やして解からない事、曖昧な事、ガセネタっぽい事を何処で調べたらよいのかわからないといったものを、日本年金機構の方で次々と質問に動画として答えていくというようにされたほうが、これからの方者に対しては誤解が解けていくし、理解してくれるのではないかと思います。いつもお願いばかりで申し訳ありませんが、「本当に素晴らしいです」ということを付け足しとして申し上げたいと思います。

●日本年金機構からの回答

大変貴重ご意見ありがとうございました。私どもとしましても、80%という国民の皆さまの信頼のバロメータである国民年金納付率につきまして、もっともっと上げていかなくてはならないっていう一方で、先程ご意見いただいた様に「5 人に 1 人が払っていない」というようにも見えるということです。聞いておりまして、まだまだそういう見方をされてしまっていると言うことにつきましては、今後更に踏み込んだ、更にわかりやすい誤解を得ないような資料づくり、説明をしていかなければならぬという様に考えた次第でございます。先生には、昨年も大学の授業において大学生につきましては Google Classroom の導入ですとか、さまざまに今の学生の皆さまが必要としているのではないかというニーズを教えていただきまして大変参考にさせていただいているところでございます。本日いただきました、質問ご提案につきましても、日本年金機構本部の方に引き継ぎを致しまして、更に学生の皆さまにとって、年金制度は安心していただける制度であると言うことを、資料作りの検討をするように申し伝えたいと思いますので、引き続き先生には、これからもさまざまご意見を頂戴したいと思います。

○小林委員からのご意見

まず、年度始まってすぐに研修会を開催していただきましてありがとうございます。今年度初めて国民年金を担当する職員や 10 年以上関わっていなかった職員もいたため、ありがとうございました。今後も協力関係を築いて行きたいと思いますので、よろしくお願ひします。私から 3 点ほど質問させていただきたいと思います。まず、資料 1 の 2 ページ 2(3)に免除者数の数字が示されていますが、この先この方が年金を満額受け取れるのかと心配してございますが、追納の状況を教えていただければありがたい。続きまして資料 1 の 5 ページ 先程ご説明の中でも触れておられましたが 26 歳から 34 歳までの中納付率 80% に届いていない数字という結果が出ております。保険料を納められない理由についてどのように考えておられるか教えていただきたいと思います。それから最後ですが日本年金機構様では、電子申請を進めておられますが電子申請可能な手続きについて実績を教えていただければありがたいと思います。以上 3 点になります。よろしくお願ひいたします。

●日本年金機構からの回答

まず冒頭年度当初の研修についてありがとうございます。こちらは私事ではございますが、3月末まで長野南の国年課長でございまして、年度当初に研修を行っていただきたい要望に応えさせていただいたところでございまして今後とも協力関係を気づいていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは、回答をさせていただきます。まず1点目、追納の状況でございますが。こちらの方は、長野県の集計値というものはございませんが、令和6年12月3日(火)に開催されました「第22回社会保障審議会年金部会」におきまして厚生労働省年金局から公表された数字で申し上げたいと思います。2024年時点で、学生納付特例の10年以内に追納を行う割合は8.9%、納付猶予の10年以内に追納を行う場合は7.0%という結果となっております。この納付猶予につきましては、10年前の2014年中に猶予を受けた月数について、その後どの程度追納されたのかを集計しております。この時点では20代の方に対する数値となりまして、2016年から30代以降が納付猶予対象に拡大されましたので、どれくらい追納しているのか正確な数字が分かるのは2026年から把握可能となります。ただし、この時の委員のお話からも追納率が低いのではないかというご意見を頂戴しました。現在、日本年金機構では従来から2年目、9年目の方に対して追納勧奨を実施しているところですが、令和7年度において年金額に影響する割合が高い、学生納付特例および納付猶予期間を有する者への勧奨に特に注力してまいります。2つ目のご質問。26歳から34歳までの納付率低下の部分ですね。保険料を納められない理由についてと言うご質問だったかと思います。保険料を納められない理由について独自に集計を取っておりませんので、直近の公表資料である厚生労働省年金局が令和7年3月に公表している「令和5年国民年金保険被保険者実態調査結果の概要」を参考として申し上げます。大学等卒業後、厚生年金保険加入等で国民年金の第1号被保険者数は21歳時点の約30%まで被保険者が減少してきます。その中で、第1号被保険者の就業状況をみると、25歳から29歳では臨時・パートが31.2%、無職の方が38.0%合計で79.2%を占めている状況でございます。同時に30歳から34歳では、臨時・パートが26.5%、無職が36.1%合計62.6%の方が占めている状況でございます。また、保険料納付状況別に被保険者本人の総所得金額の分布を見ますと、納付者の平均所得が182.2万円となっているのに対し、未納者につきましては平均が112万円となっており、約70万円の所得の差がある状況でございます。その中で、納付しない理由をみると「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」がすべての年齢層で72.3%を占めている状況でございますが、また、「年金制度の将来が不安・信用できない」が4.6%存在している状況でございます。以上のことを踏まえますと、低所得の方が多い層にもなりますので、免除制度の活用をさまざまな媒体を利用し強化するとともに、国民年金被保険者へ年金制度の理解を深めるセミナー等の開催を検討するなどの制度の安定的な運営に取り組むことが必要と考えます。また、長野県の納付率を更に上げるには、この年代の納付率を如何に上げるかが重要なポイントと考えております。そのためには、市町村職員の皆さまとの協力連携が必要不可欠でありますので、今後ともご理解・ご協力の程よろしくお願ひいたします。3点目になります、電子申請可能な手続きについての実績というご質問でございました。こちらの方も、長野県の集計値、電

子申請可能なすべての集計値はございませんが、令和7年6月27日(金)に開催された「第79回社会保障審議会年金事業管理部会」におきまして日本年金機構から提出しました「令和6年業務実績報告書」の数字を踏まえて申し上げます。国民年金被保険者関係届(申出書)の利用件数は、令和5年度155,241件(利用率10.8%)に対して、令和6年9月末実績、151,903件(利用率18.7%)国民年金保険料免除・納付猶予申請書の利用件数は、令和5年度257,449件(利用率6.7%)に対して、令和6年9月末実績、190,908件(利用率9.4%)国民年金保険料学生納付特例申請書の利用件数は、令和5年度259,498件(利用率12.7%)に対して、令和6年9月末実績、285,316件(利用率18.7%)プラス6%という実績となっております。こちらにつきましては、日本年金機構としまして、令和7年度計画で国民年金被保険者関係届(申出書)および学生納付特例申請書については25%以上、国民年金保険料免除・納付猶予申請書11%以上ということを目標として今、取り組みを進めているところでございます。今後とも、マイナポータルの認証機能を活用し、お客様からの申請また年金相談をねんきんネットで受付するサービス等の機能拡充を進めてまいります。以上3点につきましての回答とさせていただきます。

○高野委員からのご意見

今日説明をお聞きしながら「ああそうだ、こんなことはどうだったのかな?」と思って気づいた質問をさせていただきたいと思います。私、本業は税理士なもので、いろいろな企業さんとお付き合いをしていますけれども、最近は外国の企業の方々が日本に入ってきております。そこで働いている方々は、日本人であったり、当該国の方々であったりするわけです。けれども、以前、韓国の会社、韓国を代表する大きな会社の日本支社を担当していますけれども、その従業員の方から質問を受けまして、ちょっと答えられなかつたことがあったのですが、まあ、日本に行ければ、日本の税金や社会保険料を払わなければいけないということは分かると、で税金はその年ごとに精算されるからよいけれど、年金は将来に関わることなので、日本で払った年金は、韓国に帰った時にもらえるのですか?と質問されて「いや、そういうことはちょっと私には分からぬ」と思いました。で、また逆に日本人が外国で働くっていうことは、物凄くあって、当然、企業から出張という形で、長期間5年10年外国に出てる方々もいらっしゃるわけで、当然、そちらの国の法律では、適用を受けて、税金や社会保険などを払っていらっしゃるのだろうなあと思いますけれども、税金っていうのは、その年、その年と終わっていくのよろしいですが、年金って話になると遠い将来の話に関わってくることなので、国と国との間の、税金で言えば、租税条約というものがあるのですけれども、そういうものっていうのは、何か有るのか無いのかちょっとお聞きしておきたいなと思いまして質問させていただきます。

●日本年金機構からの回答

外国人の方というのは、最近特に多く目立っておりますけれども、以前から日本に多数いらっしゃいまして、当然、年金の問題というのは以前から取り上げられております。協定を結んで

いる国の中では今日用意してないですけれども、いろいろな国と年金協定っていうのを結んでおりまして、協定の内容も、国によってさまざまです。例えば、加入の部分で、2重加入をしないで済むように片方の国に入つていれば、母国の方の加入は免除されるとかですね。あとは受給の要件。例えば国民年金で言いますと、今10年というのがありますけれども。その年数の要件も母国と日本の通算の年数でいいですよっていうような、国によっていろんな条件ありますけれど、年金協定、通算協定というのも結んでおります。中国とかはまだでしたかね。だいたいの資本主義の国で、韓国もそうですけれども。主だった大表国とは、既にだいたい年金協定が有るとご理解いただいてよいと思います。当然、脱退一時金ですかね。本人の選択で、一時金として精算することもできますし、そのまま、原資を残して年金として将来、母国の方で受け取るようなことも可能でございます。今課題は、やはりどんどん数を増やしていくかといけないということで、まだ世界全体を見たときに、協定が結ばれていない国というのはまだたくさんございます。その辺はですね、毎年何か所か増えているような状況でございます。ここは今後また、その辺どんどん増やしていくって外国人の方も、安心して年金に加入していただけるような、環境や仕組みをしっかり確立させていきたいというところで進めているところでございます。

○待井委員からのご意見

今日、やっぱり外国人というのがクローズアップされて高野委員が質問されていました。質問には書かなかったですけれども、その辺が私も気になっていたので大変勉強になりました。外国人が約半分の納付という形ですね。そのことは、メリットとして伝わっているのか、また言葉の問題なのかと感じたところでございます。私は事前に質問させていただいたのは、市役所の小林委員の2つ目の質問と被るので簡潔に申し上げますけれども、やはり、20代から30代で一時的に納付率が落ちるということについて、高校生の離職率というのは、4年以内に3割の人が辞めてしまうとかそういうところはどうか。大学生の卒業というところですね。あと、結婚とかですね。そのようなところでも一時的にライフスタイルの変更によって、納付率が落ちるのかなあというようなところですね。どのように対策をしていらっしゃるのかというところを質問させていただきました。また、質問の中にこういう対策を職安・ハローワークでも説明会また年金手続きの会の促進、そのようなリーフレットというような、有効的な対策をどのようにされているのかという所を質問させていただきました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

●日本年金機構からの回答

まず、ハローワークの関係につきましてご回答させていただければと思います。ハローワークとの連携につきましては、コロナ前は全事務所でハローワークとの連携として説明会を開催していたところでございますが、コロナ禍については、ハローワークでの説明会が少人数制での開催、1週間の中で複数開催になったことによりまして、年金事務所の職員も説明会の縮小

等をせざるを得なかった状況がございます。その間は資料の配布、また、年金に関する DVD をハローワークで流していただく取り組みはしてきたところでございます。コロナ禍が終わった後、現在もなかなか協力連携拡大がまだ進んでいないところもございますが、先月につきましては、伊那年金事務所・松本年金事務所・岡谷年金事務所につきましても再度ハローワークでの説明会開催に向けて話が進んだところでございます。今後もハローワークとの連携を強めて全事務所で開催を検討してまいりたいところでございます。プラスで、ハローワークにつきましては、岡谷の年金事務所ではございますが、現役世代向けの退職者だけではない方々への説明会をハローワーク主催で労働基準監督署・市役所・ハローワーク・年金事務所 4 つが共同して説明会を開催しようという流れもございますので、その結果に応じて長野県全体に広げいく取り組みを進めてまいりたいと考えております。その他、退職者の関係での対策ということでございますが、長野県では、厚生年金保険を退職された方について毎週リストが配信され、そのリストに基づきまして対象者の方に国民年金への加入勧奨というものを事務所によってサイクルは違いますが、対象者に勧奨を行っている状況でございます。制度周知、国民年金の加入等実施しているところでございまして他県よりも進んでいる状況でございます。また、退職される方への制度や手続きに関する周知に関しては、各地域の年金事務所と職域型年金委員の皆さんと連携をして被保険者に対する情報提供していきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○春日委員からのご意見

実務的な立場から2点ほどお伺いさせていただきます。まず、遺族厚生年金の制度改正について、地域の年金事務所のほうでも個別に広報をしていくのでしょうか？というのが一点。でもう 1 点。この会議の範囲をちょっと超えているかもしれませんので、もしお答えいただければというところなのですが、障害年金の不支給割合が 24 年度は前年度を大きく上回った事について今後是正されるかどうか？もしお答えいただけるならば、お願いいいたします。

●日本年金機構からの回答

社会保険労務士会の皆さんにおかれましては、日頃から年金相談事業へのご協力、それから各制度改正に伴うお手続きにご尽力いただきましてありがとうございます。今ご質問いただきました、令和 7 年 6 月 20 日に公布された令和 7 年年金制度改革法の中で、遺族年金の見直しが行われております。2 点ございまして、1 点目は女性の就業率の向上などに合わせて遺族厚生年金の男女格差を解消するも。もう 1 点は子に対する遺族基礎年金が子供自らの選択によらない事情により支給停止されないようにする 2 つの大きな改正でございます。現時点では、厚生労働省のホームページで概要が解りやすく掲載されておりましてこちらでご覧いただけます。今後、2028 年 4 月の施行に向けて、各年金事務所においても管轄市町村や関係機関と連携しながら周知に努めてまいります。もう一点ご質問をいただきました障害年金に関する件ですが、いろいろと報道がございましてご心配をおかけいたしました。これに関しまし

ては、厚生労働大臣の指示により厚生労働省年金局が日本年金機構と連携し、令和6年度の認定状況について調査を実施しました。その調査報告書が公表されましたが、障害認定基準に定めるプロセスから逸脱するような審査を行っているような事実は確認できませんでした。しかしながら状況はおっしゃったとおりで、不支給割合が増えていることもございますので、現在も同報告書に基づき不支給等事案の点検作業を実施しており、こちらは日本年金機構のホームページにて結果を順次公表することとしております。以上となります。

○清水委員からのご意見

先ほどお話をいただきました労働者表彰式に付きましてですけれども、日本年金機構の皆さま方のご尽力をいただきまして盛大に開催されております。今年度も事業計画の中に盛り込んでいただきまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。私からは1点ございます。年金制度への信頼感であるとか、安心感を高めることができ保険料納付率等を高めるほか、制度の通貫性を高めることに直結するというふうに考えております。その意味で、なかなか理解することが難しいような問題ですね。例えば、現在日本年金機構さんが取り組んでいらっしゃる適用拡大の目的であるとか、その効果といったところ、あるいは昨年度公表されました財政検証結果であるとか、この6月に成立した年金制度改革法の内容でありますとか、または昨今、話題に上っております年収の壁の問題ですとかですね、拡大すると年金制度にどのような影響があるのかとか、なかなか理解が難しいものの内容などにつきまして事業を運営する立場の日本年金機構から被保険者の皆さま方に対して解りやすく解説いただく機会を増やしていただければありがたいと考えております。以上よろしくお願ひします。

●日本年金機構からの回答

協会けんぽ様とは、合同研修会を毎年行っておりまして大変盛況をいただいております。多くの方にご参加いただきまして、その度に年金制度説明等をさせていただいております。今年度も引き続きよろしくお願ひいたします。先程のご質問の中にございました、財政検証結果に基づく年金制度改革についてでございますけれども、この年金制度改革につきましては、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するための改正内容となっております。委員から先程ご質問がありましたけれども、いわゆる短時間労働者の方の年収の壁でございます。いわゆる106万円の壁と言われているものでございます。それともう一点、現在51人以上の事業規模の方々が短時間労働者の方の社会保険に加入していただくとなっております企業規模要件が今から10年後でございます2035年には撤廃という形になっております。加えまして、高齢者の方により働きやすい職場環境ということで、在職老齢年金制度の見直し、標準報酬月額の上限の引上げなど、まさに多様な働き方をされている方に大変大きく影響する制度改革となっております。こちらの改正項目につきましては、施行日がそれぞれ細かくなっておりますので、施行日が確定し次第、厚生労働省年金局および日本年金機構本部から連絡が入り次第、さまざまな研修会等を通じまして情報提

供させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○臼井委員からのご意見

国民年金基金ですが、まさに国民年金の 2 階建てを担う制度ということで、私どもの方でお客さんの方にお勧めをしているという仕事をしているところでございます。そういう意味では、土台になります公的年金という所は、すごく重要だと考えております。そういうことも踏まえて、少し質問させていただきたいと思います。事前にご質問を 2 点させていただきまして、第 2 号被保険者という所が、今回ご説明の中でも制度説明会を実施という事で周知の対象としていただいているわけですが、私どもの方でお付き合いがあります事業所様、特に金融機関、iDeCo、確定拠出年金を売っている金融機関の皆さまもなかなか公的年金の理解を正しくされていないということがございます。先程、他の委員さんからも、お話があったとおり制度が立ち行かないと思っている人たちが、まだいらっしゃいます。ですから、そういう意味では、そういう方を含めた方も対象にした企業向けの年金制度説明会がすごく重要であると思っております。そういう事もこれから取り組んで行くことですので、具体的にどんな状況なのかという事をもう少し詳しく教えていただきたい。合わせて、今後の方向性を先程ご説明がありましたがもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。それが 1 点目。それと公的年金制度の信頼を勝ち取るために、やはり高い年金を受けていただくことが一番だと思っておりまして、高い年金、公的年金ならではのフルペンションが一番高い年金と決まっていますが、国民年金だけで言いましても老齢基礎年金フルペンションを受けていただけるような対策を是非取り組んでいただきたい。今、長野県は皆さまの努力のおかげで、80%を超える納付率を出していただいているので、そろそろ、そういうところに力を入れていただきたい、そういう所に来ているのではないかなあって思っております。40 年の納付でフルペンションをもらえるっていう取り組みといったところがもし、これまでの取り組みの中であれば是非紹介していただきたいなと思っております。事前に、お伝えしたのは 2 点なのですが。すみません、もう 1 点。資料の 1 ページですが大変わかりやすく書いてありますが、情報の受け手側、第 3 号被保険者にお伝えする機会がなかなか難しいのかもしれません、何かアイディアを出していただきまして、例えば、ホームページに第3号被保険者の現状を作成していただくとか、第3号被保険者の方は制度を理解するのが一番大変なところだと思っていますので。ここを少し取り組んでいただければありがたいなと思っているところです。

●日本年金機構からの回答

日頃より臼井委員には事業運営にご協力いただきしております本当にありがとうございます。まず、1 点目地域年金展開事業のご質問について申し上げます。まず、日本年金機構側と致しましても、年金制度のバロメータは国民年金保険料の納付率であるということには異論はございません。本年度におきましても年金委員等の活動の場等において広報、周知として令和 6 年度の国民年金保険料の納付率について報告を申し上げております。その一方で、年金制度

の周知については、まだまだ不十分であると感じております。現在、国民年金加入者においては、20歳到達者への制度周知を、離職者に対しては免除等の案内を行っております。厚生年金加入者に対しては、加入者個人、個人への個別の周知までは至っていないのが現状です。新規に社会保険に加入した事業所に的を絞って、特に届出の関係について説明会を開催しております。以上のことから、年金制度全体に至る説明までは至っていないという状況であります。今後開催する年金制度の説明会では、年金制度全体にかかる内容を盛り込みながら実施していく事を検討していきたいと思います。なお、県内では特定の企業を対象とした説明会は開催しておりませんが、金融機関職員の方への制度説明会の実施も検討していきたいと思います。

3つ目のご質問をいただきましたが、3号の方への広報ですね。臼井委員のおっしゃる通りだと思います。本当にこの部分については抜けていたなどというところもございます。なかなか保険料を知っていただくというところにどうしても目が行ってしまいがちなところがあってのことかなと思っておりますが、先程、説明をしたとおり年金制度の全体の説明という事になりますと、当然のことながら第3号被保険者の方々もその中に含まれておりますので今後の課題として、第3号被保険者の方にまずどうやって周知をして行くのかという所の検討をして参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。あと、国民年金の部分につきましては。各事務所において毎月実施しております、20歳到達者への制度説明会において年金制度の老齢年金の年金額をしっかり確保するために納付をしていただくという事。先程、フルペ็นションという話もございましたので、そこに近づけられるという事を説明しているところでございます。中には、学生納付特例等の免除制度等々を利用されていらっしゃる方などもいらっしゃいますので、本人・被保険者の方のみならず、親御さんにも追納制度についても必ずご説明をしてフルペ็นションに近づける対策も取っているところです。低年金対策として、全国的に学生納付特例あるいは納付猶予申請承認者を中心に申請をして承認された後の2年目後9年目等、「節目」と呼んでおりますけれどもそこでの追納勧奨を実施しまして。受給金額の増額に取り組んでいるところでございます。あと1部の年金事務所ではございますけれどもフルペ็นションに近づける事を目的としました、50歳以降の任意加入の勧奨に組んでいるところでございますので、この部分を長野県の取り組みとして出来るような対策を今後考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

●日本年金機構からの回答(補足)

1点だけ補足させてください。委員の方からお話がありました低年金の防止にもつながる取り組みの1つとして理解していただければありがたいのですけれど、2号被保険者への説明会ですね。今、話には出なかったのですが実は今年度から、本部の方で説明会を強化していくということで、全国的に方針として示しているものがございます。あまり凄い内容ではないですけれど新社会人向け制度説明会を今年度から強化して行こうと言うことで少しずつ実施の実績も増えているという様に把握しております。内容としては、低年金防止の話になりますが、企業の新入社員を集めて学生特例の分の追納のご案内をして行くことに、力を入れ始め

ておりますので共有させていただければと思います。結構、評判がよいと聞いております。

○臼井委員からのご意見

先程來の説明から、デジタル化を進める中で、お客様の利便性を図って言つことは素晴らしいことだと思うのですが、例えば 20 歳適用をする時に、2 号から 1 号へ切替わる種別変更の際に御本人から届け出をいただかなくても、自動的に切り替わる利便性を進めていらっしゃると思っていますが、そういう意味では、制度を正確に正しく理解する機会というのも無くなっていますし、正しく理解していない状態で今後も進んで行くという事になりかねない。そういう意味では、今、ご説明がありました制度説明会はとても重要な事だと思っておりますので是非しっかりとお願ひしたいと思います。

○山上委員からのご意見

すでに、各委員からいろいろなお話が出ておりますけれども、私からは、各事務所単位で年金委員が組織する委員会。これが県下に 6 つの委員会があり、連合組織の代表としてこの会議に出させていただいております。そういう点で申し上げると、おそらく今日お見えになっている皆さまの中で一番事務所との関わり、日本年金機構との関りが日常的に深い関係にあると基本の所をご理解いただけたらと、そんなふうに思つて申し上げたい事がございます。いろいろありますけれども、時間もありますので絞らせていただいて、2 つだけ申し上げさせていただきたいと思います。1 つ、私の関わる年金委員というのは、いわゆる職域型の年金委員。つまり、各事業所単位で、年金委員の届け出をして、認可を受けて、年金委員になります。その多くが資格取得や資格喪失の事務手続きに関わる事になると思います。今、いろいろ制度説明の話をさせていただきましたけれども、話聞いていてやはり事務所で説明すべき事がもっとあるのではないかと、正直そのように感じたところです。そうすると事業所単位の年金委員がこの辺のノウハウをもっと持つということを考えた方が、不特定多数の方を集めるよりも、確実に、例えば新入社員に伝わるのではないかと。そんな風に思ったところです。ただ正直、私も 20 年以上年金委員として活動してきましたが、なかなか難しい、奥が深い、範囲が広いと言つような所もあって掴みきれないところがあります。そういう点は、事務所と補完し合いながら、各事業所の年金委員が支援する活動をした方が、より現実的なのではないかなと感じたところです。関連して職域型以外に地域型の年金委員がいらっしゃいますが、県下全体 4,100 人の年金委員がいる中で、わずか 100 人。地域型の年金委員の方がいますが、それしかいないと言ってもいいのかもしれません。で、それだけの少数の方が地域の中でどんな活動ができるのかと地域型の年金委員を増やすと、増やしたいというような目的が話題になりますけれども、今、この 100 人の地域型年金委員に課せられた役割がもう少し明確になっていけばいいのかなっていうのと、現実的に言えば言え職域型の方が事業所を卒業されて、そして、地域型の委員になっていくというのが一番いろいろな意味でふさわしいのではないのかなと思いますので、その辺の働きかけをどのようにしていけるのかという事があると思います。こ

これは是非、私共も含めて検討していかなければなりません。もう 1 つは、年金委員研修のあり方です。正直、大屈を言ってしまうと大変語弊があるのですが、どうしても制度説明になるので半分までは、なんとなく聞いていても、そのうちに聞ききれなくなってしまいます。良くわからずに帰って行くというようなことがあります。年金委員の研修はどういう方に何を伝えるのかという事をもう少し細分化しながらご対応いただかないと、例えば、我々年金委員の研修会でも法律や制度が変わるので、変わった点の説明を受けるけれども、それは「点」であって、なかなか「線」になっていか無いと感じる部分がございます。やはり、「どういう方」に、「どんな内容」で、「何を目的」に、研修を進めるのかという事をもう少し明確にしていただくという事が、折角行われる研修ですから、研修の成果も上がっていくのではないかと感じたところです。ちょっとバラバラと申し上げてしまいましたけれど、私は日常的にそれぞれの事務所の皆さんとお付き合いもずっとさせてきていただいているけれども、本当に事務所の皆さんは大変です。少ない人数の中でやっていくという現状があると言うことは、日本年金機構の部長にも一言申し上げておきたいなと思いました。

●日本年金機構からの回答

日頃より年金委員連合会の各県内の年金委員会の取りまとめ、それから皆さまのご支援ご協力に感謝申し上げます。まず 1 点目の関係ですね。私たち委員会等で集まりいただいた時に、お話する内容というのはどうしても、お願いごとばかりになってしまっておりまして。具体的な制度のご説明、そういった所になかなか至らない部分がございます。先日、飯田でも委員会がございまして、そこで今回の制度改正のご案内等させていただきましたが、やはり細かいところまでは時間を割くことが出来ませんでした。委員さんの中には、新入社員の皆さんへの研修等で制度説明を委員さんが行っているという所も有ると伺っております。今後は、そういった部分を委員の皆さんに頼れるような所を目標として、研修を行わせていただきたいと思いますし、普段の委員会活動の中でもそのような事をお願いして参りたいと考えております。そして、もう 1 つそれに伴って、地域型年金委員の皆さまの活動ということですが、現実的には、広報等へのご協力のお願いです。地域の公民館へのポスター掲示のお願いですか、あとは、住民の皆さん方が、もし年金の関係で、何か相談事があった時には、年金事務所をご案内いただく。そのような事でもご存じない方は、どこへ、どう相談してよいかわからない方もいらっしゃいますので、そういったところをお願いしている次第です。どなたかご親族がお亡くなりになったとすれば、「すぐに年金事務所に連絡したほうがいいよ」、「今は予約制であったりするので予約を取った方がいいよ」というようなことのご案内をお願いしているところでございます。拡充を向けてなんですが、おっしゃられたように職域型の年金の皆さまはすでに年金制度にある程度造詣が深い方が多いですので、そういった方が地域型の年金委員になっていただければ、一番素晴らしいことでございます。実際は、職域型年金委員の解職の届には、一番下の欄に地型年金委員なってもよいですよと記入していただく所がございまして、そこで、地域型年金委員に移行していただくことを狙いとして行っているところでござい

ます。なかなか進んでという方はいらっしゃいませんので、私たちがピンポイントで「いかがでしようか」という事でお願いさせていただいている所でございます。また、委員会の方でも、交代される方がいらっしゃる際には、と一緒に勧奨いただければと思いますのでご協力ををお願いいたします。そして、研修・制度説明会の内容についてですが、こちらにつきましてもおっしゃられる通り私たちも、1度に幅広くすべてをお伝えしようとしてしまっているが故に取り留めも無く、すべてお伝えするような形になってしまっているというのはおっしゃる通りだと思います。先程少しお話しましたが、例えば外国人対策であればポイントを絞った内容を外国人の方多く採用されているような企業にさせていただくとか、そういった内容を細分化するようなことを、今後検討していきたいと考えております。またその際には、私たちの方からもご案内させていただきますが、委員会の方からも是非ご参加いただけるように周知・広報をよろしくお願ひいたします。

●日本年金機構からの回答(補足)

冒頭の挨拶でも申し上げましたように、本当に以前から年金委員活動の活性化というのは、私ども日本年金機構全体の課題だという様に捉えておりまして、ずっとどうやって活性化を図って行くか議論をし続けて来ましたがなかなか結果に繋がらないというのが現状でございます。そういった中で、冒頭申し上げましたように、年金委員のグループウェアを作ろうというのも、その1つの策でございます。委嘱の拡大だけはするけれども、なにをやってよいのかわからないという委員さんの声が多くございまして、年金事務所の方も少ない体力でいろんなことをやらなければいけないという実情もございますので今、本部の方で担当部署も変わりました。部署が変わったことで本当に真剣に進めようと議論しているのが、これまでの各年金事務所の主導の取り組みを、本部主導に塗り替えてやって行こうとしております。例えば、研修でのお伝えする内容とか、お願いする内容。あとは、基本的に提供する資料。そういったものも含めて、全部本部の方で全国一律なものを作って、それを各年金事務所に投げるとか。あとは、先程申し上げたグループウェアができれば、それを使って本部から直接伝達するとか、いろんなことを今試行錯誤している段階でございます。ただ、あの間違い無く一番の課題だという認識はございますので、今後今までとは違う形、姿というのをお見せすることが出来るのではないかと個人的には、考えておりますのでそこはしっかりご指摘も含めて取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

○馬場委員からのご意見

先程の令和6年度の取り組み実績、令和7年度の事業方針を丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。年金事務所職員の皆さまが年度を通じて積極的に活動していらっしゃるという事が、良くわかりました。策定された年度計画・事業方針につきまして引き続き、公的年金の普及・啓発活動に取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。私の方からは、先程、ご説明していただいた資料内容について、1点確認させていただきたい

ということと、また、折角の機会でございますので、関東・信越厚生局における取り組みの 1 つとして、学生納付特例事務法人制度に関して紹介をさせていただきたいと思います。まず、1点確認をさせていただきたいのですが、資料 2 の「地域年金展開事業について」という資料の 3 ページ、4 ページでございます。令和 6 年度の取り組み実績としまして、地域連携事業に関してそれぞれ記載されていまして、各年金事務所におかれでは、市町村職員や事業所等を対象とした各種研修会・説明会を開催されたということがわかりました。その一方で、3 ページの右側の方に、課題等が何点か掲げられております。上から 2 つ目ですけども、講師役の職員が少なく負担がかかってしまった。講師役の職員の育成が課題とありますけれども、このことにつきまして、同じ資料の 13 ページ以降に、令和 7 年度の事業方針では、特段触れられて無いように思われます。この課題ですけれども、基幹業務を行う中でこうした職員の育成ということで、課題解消には、なかなか難易度が高いのかなというように思うのですが。質の向上の意味で、非常に重要な課題でもあると考えております。現時点で、この課題解消に向けて具体的にどのような対策を検討されているのかということを参考に教授いただければということが 1 点でございます。続けて 2 点目と致しまして、当局における取り組みを 1 つ紹介させていただきます。当局におきまして、学生の年金受給権確保の観点から、毎年 7 月中旬頃に、管内に所在する学特法人の指定を受けていない大学等に対しまして、同制度へのご指定について協力を要請する勧奨文書を送付させていただいております。今年度におきましても、先月 7 月 17 日に発出をさせていただいたところでございます。また、当局から発出した勧奨文書でございますが、すでに日本年金機構本部へ情報提供させていただき、本部の方から各年金事務所への展開・周知をお願いしているところでございます。この取り組みを行うにあたりまして、事前に日本年金機構本部地域部さんに出向かせていただいて、担当者の方々への説明と、勧奨文書の中に日本年金機構さん側で作られておりますチラシも一緒に同封をさせていただきたいという協力のお願いを致しました。その際に担当の方からお聞きした話によりますと今年度に置きましては、国民年金の適用・促進対策の 1 つということで、年金制度に未加入である外国人の方の職権適用を確実に実施するということでございました。その一方で、外国人の 20 歳から 24 歳の年代に未納者が多いという統計もあるということで、外国人の保険料納付率全体の改善に向けては、未納が多い年齢と重なります外国人学生をターゲットに学校側から学生に対して直接的に納付特例の申請を促すなどアプローチを行うことが有効であり、それには学特法人の指定拡大というのは、望ましい方向性ということでございました。恐らく、各年金事務所におかれましては、管内の外国人留学生が多いであろう大学等を含めて学特法人指定の要請をされているのではないかと思思いますけども、その際は是非当局から送付しております、勧奨文章をご活用いただきたいということと、日本年金機構側だけでは無くて、国側としても、学特法人制度への協力をお願いしているということを、ぜひ先方にお伝えいただければというように思っております。長くなりましたが以上でございます。一点目の講師養成の検討状況についてお聞かせいただきたいのですがいかがでしょうか。

●日本年金機構からの回答(補足)

セミナー等の説明会の講師育成につきましては、なかなか苦慮している状況でございます。各種研修会準備等のマニュアルや既存の資料等を充実させることを短期的には考えております。1から全てを作るのではなくて、既存の本部提供教材や「知っておきたい年金のなはし」も本日お配りさせていただきましたが積極的に活用していきたいと思っています。また、研修ばかりを行っているわけではありませんので、複数人で分担して行うなどさまざまな工夫をして行きたいと思っております。また、いきなり講師は出来ませんのでサポート役から入り事前準備等段階的に成長を促して講師を育成していきたいと思っております。また、講師候補につきましては、「来年度は君に頼むよ」ということで先輩から後輩へと徐々にサポート役から講師へといった形でステップアップしていく方法を取り入れて人材をしていきたいと考えております。また、人前でお話をすることは、どの仕事に行っても必ず役に立つスキルです。特に若手の職員は、これから日本年金機構のためにたくさん発信をしていかなければなりませんので、講師を行うことの意義を明確にし、自分の成長に繋がるといった根本的な意味を話して人材育成を行い、よりよいセミナーにしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。以上でございます。

4 その他連絡事項

●日本年金機構からの説明

資料3長野県地域年金事業運営調整会議設置要綱をご覧いただきたいと思います。設置要綱では、第3条の2に「委員の任期は2年とし、翌年度の3月31日とする。ただし再任を妨げない。」とされております。委員の皆さまの任期につきましては、令和8年3月31日までとなっております。来年、令和8年2月頃に地域年金事業運営調整会議委員の推薦につきましてご連絡させていただく予定としております。また、新たに委員を推薦していただく場合には、「推薦書」および「承諾書」も併せてお願ひすることとなりますので、誠に恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

委員の皆さまにお諮りいたします。只今の説明につきまして、何かご意見やご質問等あればお願ひします。よろしいでしょうか。

(特に意見なし)

それでは、時間もまいりましたので、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。皆さま大変お疲れ様でございました。本会議の円滑な進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。議事に対して、委員の皆さまから、さまざまご意見・ご提案をいただきました。有意義な会議になったのではないかと思います。日本年金機構は、本日出ました意

見を参考にしていただきまして、今後の取り組みに活かしていただきますようお願いします。最後になりますが、次回の会議では今年度の地域年金展開事業の結果についてよい報告がされること期待しております。私からは以上となります。ありがとうございました。

5 閉会

●日本年金機構(松本年金事務所長)からの閉会挨拶

本日は、各委員の皆さま方、ご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございました。委員の皆さま方のご協力もありまして、滞りなく会議終了の運びとなりました。本日、皆さま方からいただきましたご意見等につきましては、長野県内の年金事務所および日本年金機構本部において共有を致します。今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にしてまいりたいと考えております。さて、従来から申し上げておりますように、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆さまに対しまして、正しい知識や情報を適時的確にお伝えすることは、私ども日本年金機構として重要な取り組みであると考えております。これらの実現にあたりましては、本日ご参考の皆さまをはじめといたしまして、地域の関係機関のご協力が必要不可欠でございます。引き続き、地域における支援ネットワークの強化に取り組みまして、地域・教育・企業などそれぞれのお立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆さまの年金制度に対する理解を深めまして、制度加入や年金保険料納付に結び付けていけるよう努めてまいりますので、今後とも公的年金事業に関する業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。最後になりますが、引き続きのご指導・ご鞭撻を重ねてお願ひいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

●司会

委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しいところご参考の賜わり、また貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度長野県地域年金事業運営調整会議を終了いたします。本日は、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。